府　令

○内閣府令第四十二号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「情報企画調整官一人」の下に「、管理予算調整官一人」を加え、同条中第十六項を第十七項とし、第十一項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、第十項の次に次の一項を加える。

11　管理予算調整官は、命を受けて、金融庁の機構及び定員並びに金融庁の所掌に係る経費及び収入の予算並びに会計に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

第二条の見出し中「金融サービス利用者相談室」を「金融サービス利用者相談室等」に改め、同条第一項中「金融サービス利用者相談室」の下に「及び研究開発室」を、「二人」の下に「、国会連絡調整官一人」を加え、「及び金融行政相談官一人」を「、金融行政相談官一人及び研究官五人」に改め、同条中第七項を第十項とし、第六項を第九項とし、第五項を第八項とし、第四項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　国会連絡調整官は、命を受けて、国会との連絡に関し、必要な調整その他重要事項の処理に関する事務に従事する。

第二条第三項の次に次の二項を加える。

4　研究開発室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　金融に関する基礎的な調査及び研究に関する事務の総括に関すること。

二　前号の調査及び研究に関する国際交流に関すること。

5　研究開発室に、室長を置く。

第二条に次の一項を加える。

11　研究官は、命を受けて、特定の課題に関する調査及び研究に従事する。

第四条の見出し中「研究開発室」を「調査室」に改め、同条第一項中「、研究開発室」を削り、「、保険企画室及び金融トラブル解決制度推進室」を「及び保険企画室」に改め、「、研究官五人」を削り、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項から第九項までを二項ずつ繰り上げ、第十項及び第十一項を削り、第十二項を第八項とし、第十三項を第九項とし、第十四項を削り、同条第十五項中「第八項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とする。

第五条の見出しを「（市場法制企画調整官等）」に改め、同条第一項中「市場課に」の下に「、市場法制企画調整官一人」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　市場法制企画調整官は、命を受けて、令第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

第七条第一項中「十三人」を「十四人」に改める。

第八条第一項中「、健全性基準室」を削り、同条中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とし、第九項から第十七項までを二項ずつ繰り上げる。

第十条第一項中「、保険財務管理官一人」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第十条の二の見出し中「証券監督調整官」を「証券監督調整官等」に改め、同条第一項中「及び証券監督調整官一人」を「並びに証券監督調整官一人及び投資一任業監督管理官一人」に改め、同条に次の一項を加える。

5　投資一任業監督管理官は、命を受けて、証券課の所掌事務のうち投資一任契約（金融商品取引法第二条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。）に係る業務を行う者の監督に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

第十八条第一項中「統括調査官二人」を「統括調査官三人」に改める。

附則第四条の二中「第四条第六項」を「第四条第四項」に改める。

附則第七条中「第八条第十項各号」を「第八条第八項各号」に改める。

附則第八条中「第八条第十二項各号」を「第八条第十項各号」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第四十三号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二十八中「公報」の下に「への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法」を加える。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○財務省令第四十六号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十五条第三項、第十六条第六項及び第十七条第二項並びに第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項、第八十五条第二項及び第九十五条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年七月一日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第十二項第二号中「及び訴訟」を削る。

第五条の見出し中「及び地方連携推進官」を「並びに財務調整官及び地方連携推進官」に改め、同条第一項中「及び地方連携推進官」を「並びに財務調整官及び地方連携推進官それぞれ一人」に改め、同条第三項中「十六人」を「十七人」に、「十一人」を「十二人」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　財務調整官は、命を受けて、地方課の所掌事務のうち重要事項についての調整その他専門的事項を処理する。

第十六条の見出しを「（事務管理室及びシステム協力専門官）」に改め、同条第一項中「事務管理室」の下に「及びシステム協力専門官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

5　システム協力専門官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち税関の電子情報処理組織に係る国際協力に関することその他専門的事項を処理する。

第十八条第六項中「二国間の」を削る。

第七十九条第一項中「及び分析指導官」を「、分析指導官及び分析調整官」に、「七人」を「六人」に改める。